

会議録

1 関係職員の陳述

本請求の要旨を否認し、本請求を棄却するとの決定を求める。

2 監査委員から関係職員への質疑

問1 石見神楽伝承内容検討専門委員会設置の目的を説明いただきたい。

答 石見神楽の保存・伝承に係る検討や意見交換を行うために設置した。

問2 (2)-①について、令和6年度業務において、担当者が委託業者に、「ブランディング、マネタイズ」や「人を呼び込むための仕掛け」について検討・提案するようにメールで指示した理由を説明いただきたい。

答 「ブランディング、マネタイズ」や「人を呼び込むための仕掛け」については、専門委員会の中で石見神楽の保存・伝承を行っていく上で必要な取り組みの1つとして意見されたものである。その意見に基づいて、本委託業務の仕様書にあるとおり、石見神楽伝承方法の提案という業務内容に基づき、その事例についての提案をメールで求めたものである。

問3 (2)-②について、地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。今回の委託料は、ここで規定されている、寄附又は補助金に当たるものか。

答 寄附等に当たるとは考えていない。

問4 (2)-③について、産業収益化や商品開発についての情報が教育委員会の権限内である理由を説明いただきたい。

答 専門委員会の中で「マネタイズ」や「人を呼び込むための仕掛け」というのも石見神楽を保存・伝承していくための取り組みの1つとして必要であるという意見に基づいている。あくまで、提案を受けて情報収集したということなので、教育委員会が取り組んでいるわけではない。石見神楽を保存・伝承するためにどういうことが必要かという中で意見をもらったということなので、それは、地教行法などに定める教育委員会の職務権限、文化財の保護に関することの範疇の中だと考えている。

問5 (2)-④について、令和7年度「石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務委託」は、10億円規模の公設拠点を建設しようとするものか。

答 現時点で拠点を建設するという方針は決めていないため、そういうものではない。

問6 (2)-⑤について「石見神楽の保存・伝承に関する提言書」が提出された後の流れ（その提言書がどのように活用されるのか）について説明いただきたい。

答 提言書の中で伝承拠点についても検討が必要であるという提言が5つの提言のうち1つにあったので、今年度拠点のあり方について検討を行った。それ以外については、その提言に基づき、市の方で今後どういうふうに取り組みをするべきかという方針、案というのは議会の方でもお示ししたが、その案に基づき、今後様々な取り組みを行っていくように考えている。

問7 (2)-⑤について、建設決定の権限はどこにあるかを説明いただきたい。

答 今年度の基本構想案に加えて、市民の皆様の意見を伺いながら、その必要性についても検討することになっている。最終的には市長が判断することになると思う。

問8 (2)-⑥について、この委託と文化財保護法との関連を説明いただきたい。

答 直接的に関係があるかといえば、直接的にはないと思うが、文化財保護法第3条で、文化財をその保存が適切に行われるように、周到の注意をもって努めなければならないとある。石見神楽も浜田市が誇る伝統芸能であり、宝である。文化財と考えられると思う。石見神楽の保存・伝承を考えるということでは、文化財保護法に当然関連する業務と考えている。

問9 (2)-⑦について、この委託と「日本遺産（Japan Heritage）」認定・評価実施要項との関連を説明いただきたい。

答 直接的な関連はないが、保存・伝承については、「日本遺産（Japan Heritage）」認定・評価実施要項の趣旨に、文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、人材育成・伝承、環境整備などの取組を効果的に進めていくことが求められるとある。今回の業務委託についても、石見神楽の保存・伝承を目的としているため、この要綱の趣旨に基づいているわけではないが、全く関係ないということはないと思う。

問10 (2)-③について、「石見神楽団体に対し総額1億円規模の支援」とあるが、この補助金の趣旨及び目的を説明いただきたい。

答 日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金は、浜田市内において石見神楽を保存・継承する神楽団体に対して、上演に必要となる衣裳や面や蛇胴などの用具整備に係る経費の一部を補助することにより、石見神楽団体の活動の活性化を図り、もって石見神楽を活用した観光振興に資することを目的とした補助金である。浜田市においては、関東や関西などの県外公演、このPR公演を行っており、観光協会と連携して週末夜神楽公演や県とも連携して団体宿泊者に対しての出張上演制度も実施している。こうした誘客目的の神楽公演の機会をしっかりと確保しながら、神楽団体の皆様の協力があってこれが成り立っている。ただ、こうした上演機会の増加は、当然衣裳が損耗したり、損耗が激しくなる。一方で、衣裳というのは非常に高額であり、この高額な衣裳に対して、神楽団体さんが非常に苦勞されており、これに掛かる経費の一部を市が支援することで、神楽団体の継続的な活動に繋がっていると思っている。したがって、本補助金については、あくまで神楽団体の活動を支援をすることによって、その活動基盤を整備するという中で、石見神楽を活用した観光振興に役立ててもらっているという形となり、それに資する制度として運用している。